

■ 指針の見直しの必要性と改定方針について

1 指針の見直しの背景・目的

「蒲郡市地域公共交通事業の推進に係る行動『指針』」（以下、指針と表記）は、平成 28 年 1 月より施行している。

指針の策定経緯：地域公共交通網形成計画（平成 28 年 3 月策定）の協議時に、交通計画を補完するものとして関係者の役割分担や行動等に関する規定が必要とされたため、蒲郡市地域公共交通会議にて協議・承認された。

市の交通計画が令和 3 年 6 月に見直しされたことをふまえ、当該指針についても再確認する必要がある。

2 指針の見直し方針

○蒲郡市の指針の位置づけ

- ・蒲郡市の指針は、蒲郡市地域公共交通会議で承認した行動規定としての位置づけである。
- ・交通利用者・市民・交通事業者・行政等の関係者が連携し、それぞれの役割を担い、行動すべき基本的事項を定め、交通施策の実効性を高めるために策定されている。

○市交通計画の更新に基づく指針の見直しの必要性

- ・蒲郡市の指針は、策定経緯で示しているように、「市の交通計画を補完する」ものとして蒲郡市地域公共交通会議にて協議・策定された。
- ・交通計画の見直しと連動し、指針の内容も見直すことが求められると考えたため、指針改正案を事務局にて検討した。

○見直しの方針

- ・蒲郡市の指針は、蒲郡市地域公共交通会議の合意規定であることから、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、地活再生法と表記）で定めた法定計画（市交通計画）で規定している内容まで記述しておく必要性は乏しいため、削除する。
- ・一方、第 3 条「関係者の役割分担」等については、市交通計画では明文化していない項目で、また、地活再生法第 6 条 5 項で定める尊重規定を位置づけた重要事項であるため、見直さず、存続させる。

以上の見直し方針により、別紙の指針改正案を作成した。

（参考）：地活再生法に関する規定

- ・蒲郡市地域公共交通会議は、地活再生法に基づき設置された法定組織であり、指針は法定組織の合意をもって定められている。
- ・地活再生法第 6 条（協議会） 5 項
交通会議（協議会）で合意された事項は、構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

3 見直し内容

●蒲郡市地域公共交通事業の推進に係る行動『指針』の新旧対照表

旧		改定内容
前 文	指針策定趣旨	○基本現行のまま・一部表現の変更
第1条	目的	○現行のまま（変更なし） ○「指針の位置づけ」追記
第2条	取組体制について	○基本現行のまま・一部表現の変更
第3条	関係者の役割分担について	○基本現行のまま・一部表現の変更
第4条	地域公共交通事業の事業評価 （モニタリングと事業改善）	○見直し →「PDCA サイクルの導入」は交通計画で位置 づけており重複するため削除。 →「交通空白地解消のための新規開設路線の 事業評価について」は、複数路線が開設され た状況を鑑み、新規開設を前提とした表現 から、複数路線の維持・改善を行う運用事項 に見直し。
第5条	利用促進策について	○項目削除 →交通計画で位置付けており重複するため削 除。
第6条	取組結果の公開について	○項目削除 →交通会議の設置要綱（第7条の4項：公開規 定）で定めており、内容重複のため削除。
第7条	その他（指針の改定等）	○現行のまま（変更なし）